

広島市告示第147号

令和7年3月28日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	指 定 有 効 期 限
コストコホールセール広島倉庫店薬局	広島市南区南蟹屋二丁目3-4	令和7年3月1日	令和13年2月28日
広島クリニック	広島市西区東観音町20-16	令和7年3月1日	令和13年2月28日
オリーブ薬局 口田東店	広島市安佐北区口田三丁目32-2	令和7年3月1日	令和13年2月28日